

ス ポ ッ ト

学生に対する労働法教育強化 採用者側も知識向上が課題に

厚生労働省では、学生に対する労働法教育に力を入れていきます。その一環として、このほど『働くこと』と『労働法』（大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き）という冊子を作成し、全国の大学等に送付したというニュースが流れていました。

近年の労働市場をみると、学生は二重の意味で人気銘柄となっています。

第1に、人手不足が深刻化する中で、非正規労働力の貴重な供給源となっています。アルバイトといえながら、シフトの穴を埋めるため、「学業に支障が出る」ような形で、就労している学生も少なくないようです。

第2に、企業業績の回復に合わせ、新規卒業者等の採用枠を拡大する動きが強まっています。新年度が始まる直前には、「大学生の就職内定率が91%で、過去最高レベルを記録した」といった報道もなされていました。

特に中小企業では、学生を採用するために「三顧の礼」を尽くす必要があります。「グレーな労務管理」等の実態があれば、学生から敬遠されるのは必至です。

厚生労働省が大学等に配布した冊子は、「必ずしも労働法の専門家ではない教員や職員の方でも、学生に對して分かりやすく説明できるように作成」されています。8つのテーマ別に編集されていますが、たとえば

入学時に「アルバイトを始める前の注意点」、就職が決まって卒業するまでの間に「働き始めておかしいな、と気づいたら」というテーマでガイダンス等を行うよう求めています。

冊子の中には、「知ってほしい！労働法クイズ」等も収録されていて、学生の理解促進に向けた工夫が凝らされています。手引きの内容については、厚労省のポータルサイト「確かめよう労働条件」に掲載予定です。

今後、採用面接する学生は、従来と比べると、ワーク・ルールに関する豊富な知識を備えていると予想されます。相対する企業担当者側も、体系的に労働法の基本を押さえておく必要があるでしょう。

2018

7

社内貯蓄の確保措置

知って得する



賃金実務

賃金支払確保法では、未払賃金の立替払い、退職手当の保全措置のほか、貯蓄金の保全措置に関する規定も設けています。賃金の一部を貯蓄金として積み立てる仕組みは、「任意」という前提条件のもとに認められています。貯蓄金管理制度を運営する場合、知っておくべき法知識を整理しました。

労基法が制定された当時は、労働者の「足止め策」として貯金を強制する事業主も少なからず存在しました。このため、労基法第18条1項では、「労働契約に付随して貯蓄の契約をさせ、または貯蓄金を管理する契約をしてはならない」と定めています。

これを「強制貯蓄の禁止」と呼びます。しかし、法律が禁止するのは、貯金を「労働契約の締結・存続の条件」とする行為です。つまり、貯金しないといえ、解雇されてしまうようなケースです。

一方、会社が労働者の委託を受けて貯蓄金を管理することは禁じ

られていません。貯蓄金管理には、社内預金タイプのほか、労働者の通帳・印鑑を保管する通帳保管タ

労使協定が前提条件 労基署への報告義務も

イプがあります。

ただし、貯蓄金の安全を確保するため、会社は一定の義務を果たす必要があります。その内容は、労基法第18条第2項以降に列挙されています。

まず、第1に、過半数労組（な

いときは過半数代表者）と労使協定を締結し、労基署に届け出なければいけません。協定では、次の事項を定めます。

- ① 預金者の範囲
- ② 1人当たりの預金額の限度
- ③ 利率・利子の計算方法
- ④ 預金の受入れ・払戻しの手続き
- ⑤ 預金の保全の方法

第2に、管理規定を作成し、労働者に周知しなければいけません。

第3に、社内預金タイプの場合には、一定以上の利子を付す必要

じることができます。

第5に、会社は毎年4月30日までに、預金管理状況を労基署長に報告しなければなりません（通帳保管タイプは除きます）。

さらに、賃金支払確保法では、「毎年3月31日現在の受入預金額の全額につき、1年間の保全措置を講じる」ことを義務付けています（第3条）。具体的には、預金の払戻し相当額について次のいずれかの措置を選択します。

i 銀行その他の金融機関と保証契約を締結

ii 信託会社等と信託契約を締結
質権・抵当権を設定

iii 預金保全委員会を設置し、貯蓄金管理勘定として経理処理

iv の委員会については、構成委員の半数は過半数労組等の推薦を受けた者を選ぶ必要があります。

事業主は、3月以内ごとに1回、預金の管理状況等について委員会に報告します。委員会の議事については、従業員への周知と3年の保存が義務付けられています。

があります。利子の下限は、告示（平13労働省告示第30号）で0・5%とされています。

第4に、労働者から返還請求があったときには直ちに应じる義務を負います。違反した場合、行政官庁は貯蓄の中止、即時返還を命